

業 務 仕 様 概 要

1 業務名

中島公園駅周辺地区まちづくり推進支援業務

2 背景と目的

本市では、令和3年(2021年)11月に「中島公園駅周辺地区まちづくり基本構想」(以下、「基本構想」という。)を策定した。基本構想では、『「地域に培われた歴史・文化」と「新たな集客・交流機能」が調和した都心南端の拠点の形成』をコンセプトに掲げるとともに、地区内の特徴的な地域資源の存在や大規模な土地利用転換の可能性等を踏まえ5つのエリアに分け、エリア毎の取組方針を定めている。

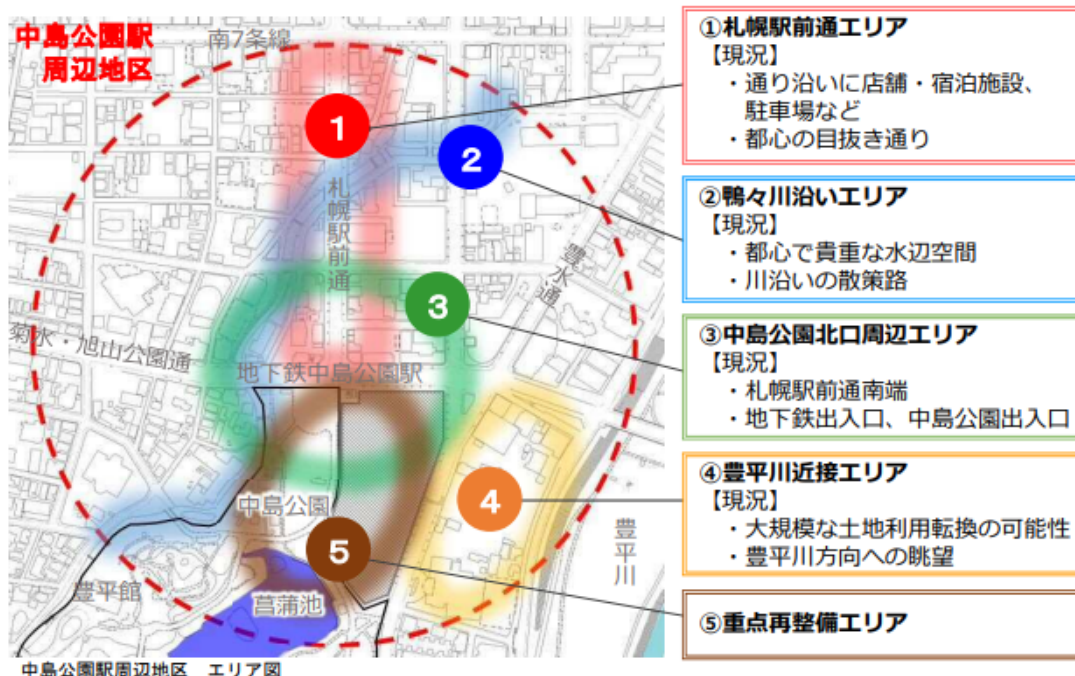
令和6年度は、地域とともに基本構想の実現に向けた取組を進めていくため、基本構想の方向性をさらに掘り下げたエリアごとのガイドラインの策定に向けて、地域との協議・検討を始めたところである。

今後は、意見交換会を通したガイドラインの検討を深めるとともに、ガイドライン策定後の取組の推進に向けて、地域によるまちづくりの推進体制についての検討も深めていく必要がある。

そこで本業務は、基本構想の実現に向け、地域関係者との意見交換を行いながら、当地区におけるまちづくり体制の検討を行うものである。

3 対象範囲

基本構想が対象としている、下図の範囲を対象とする。



4 業務内容

(1) 意見交換会の開催支援

意見交換会の開催に向け、以下の業務を行う。なお、参加者は地域の事業者団体や連合町内会等から11団体16名程度、有識者1名程度を想定している。

- ・意見交換会(1回程度)の運営(意見交換におけるファシリテーションも含む)
- ・議事録作成
- ・意見交換会の結果総括

(2) まちづくり推進体制案の検討

ガイドライン策定後のまちづくりの推進体制について、他都市事例について複数箇所調査を行ったうえで、過年度業務成果等を踏まえながら当地区において有効なまちづくりの推進体制と体制構築までの手順の案を整理すること。

他都市事例の調査に当たっては、特に他都市事例における既存のエリアマネジメント組織の組成に向けた検討初動期における取組(検討のきっかけ、人材の発掘手法、行政の取組等)をヒアリング等を通して把握し、当地区での実現可能性を踏まえて整理すること。

(3) 打合せ等

打合せ回数は、下記の6回程度を予定する。

1. 業務着手時
2. 業務中間時(4回程度)
3. 成果品納入前

(4) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日までとする。

6 成果品

- (1) 業務報告書：2部（A4縦、枚数制限なし、カラー両面印刷製本）
- (2) 報告書概要版：2部（A3横、3枚以内、カラー片面印刷）
- (3) 電子データ：電子媒体(CD-R もしくは DVD-R)で1組

※電子データのファイル形式については委託者と要協議。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務(設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務)に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)に基づき、適切に取扱うこと
- (8) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。